

写 令和5年第1回臨時会

(2月3日招集)

# 町議会会議録

益城町議会



## 令和5年第1回益城町議会臨時会目次

### ○2月3日（第1日）

出席議員	1
欠席議員	1
職務のため出席した事務局職員の職・氏名	1
説明のため出席した者の職・氏名	1
開会・開議	2
日程第1 会議録署名議員の指名	2
日程第2 会期決定の件	2
日程第3 議案第1号 令和4年度益城町一般会計補正予算（第7号）	2
日程第4 議案第2号 工事請負契約の変更について	5
日程第5 議案第3号 工事請負契約の変更について	13
日程第6 議案第4号 工事請負契約の変更について	14
閉会	15

2 月 3 日 ( 金 曜 日 )

令和5年2月第1回益城町議会臨時会会議録

1. 令和5年2月3日午前10時00分招集
2. 令和5年2月3日午前10時00分開会
3. 令和5年2月3日午前11時21分閉会
4. 会議の区別 臨時会
5. 会議の場所 役場仮設庁舎別館2階本会議場
6. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期決定の件

日程第3 議案第1号 令和4年度益城町一般会計補正予算（第7号）

日程第4 議案第2号 工事請負契約の変更について

日程第5 議案第3号 工事請負契約の変更について

日程第6 議案第4号 工事請負契約の変更について

---

7. 出席議員（18名）

1番 木村正史君	2番 西山洋一君	3番 上村幸輝君
4番 下田利久雄君	5番 富田徳弘君	6番 松本昭一君
7番 吉村建文君	8番 甲斐康之君	9番 柴正敏君
10番 中川公則君	11番 野田祐士君	12番 宮崎金次君
13番 坂本貢君	14番 中村健二君	15番 渡辺誠男君
16番 荒牧昭博君	17番 坂田みはる君	18番 稲田忠則君

---

8. 欠席議員（0名）

---

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 金原雅紀

---

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	西村博則君	副町長	濱田義之君
教育長	酒井博範君	政策審議監	桶谷哲也君
土木審議監	持田浩君	会計管理者	深江健一君
総務課長	塘田仁君	危機管理課長	岩本武継君
企画財政課長	山内裕文君	税務課長	坂井浩章君
住民課長	竹林浩幸君	福祉課長	荒木薫君

福祉課審議員	中村康広君	こども未来課長	吉川博文君
健康保険課長	松永昇君	産業振興課長	松本浩治君
建設課長	村上康幸君	都市計画課長	齊藤計介君
復興整備課長	水口清君	街路課長	石橋淳君
新庁舎等建設課長	田上勝志君	学校教育課長	遠山伸也君
生涯学習課長	富永清徳君	下水道課長	吉本秀一君
水道課長	山口拓郎君		

---

開会・開議 午前10時00分

○議長（稲田忠則君） 皆さん、おはようございます。令和5年第1回益城町議会臨時会が招集されましたところ、議員の皆さん方には大変お忙しい中に御出席いただきまして、ありがとうございます。なお、9番榮議員から遅れる旨の届出がっております。

議員定数18名、ただいまの出席議員17名です。

ただいまから令和5年第1回益城町議会臨時会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

まず、閉会中における諸般の報告をいたします。内容については議席に配付のとおりです。

それでは、日程に従い会議を進めます。

---

**日程第1 会議録署名議員の指名**

○議長（稲田忠則君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第111条の規定により、4番下田利久雄議員、13番坂本貢議員を指名します。

---

**日程第2 会期決定の件**

○議長（稲田忠則君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思っております。御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日とすることに決定しました。

---

**日程第3 議案第1号 令和4年度益城町一般会計補正予算（第7号）**

○議長（稲田忠則君） 日程第3、議案第1号「令和4年度益城町一般会計補正予算（第7号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） おはようございます。本日ここに令和5年第1回益城町議会臨時会を招集しましたところ、議員各位の御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本日提案します案件は、一般会計補正予算について1件、工事請負契約の変更について3件でございます。よろしくお願いいたします。

議案第1号、令和4年度益城町一般会計補正予算（第7号）は、歳入歳出それぞれ3億8,752万8,000円を増額しまして、歳入歳出総額を233億4,643万6,000円とするものです。

9ページをお開きください。

4款衛生費では、国の補正予算において、妊娠から出産、子育てまで一貫して支援する出産・子育て応援交付金が創設されましたので、120人分の出産・子育て応援ギフト事業費を計上しています。財源につきましては、6分の1が一般財源となっておりますが、普通交付税で措置されることとなります。

また、8款土木費では、国の補正予算を活用した街路事業費で、埋蔵文化財調査業務委託や都市計画道路4路線の工事費などを計上しています。財源につきましては、国庫補助金が55%、地方債が45%となっており、補正予算債の活用により、通常より有利な財政支援を受けることができます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 議案第1号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

7番吉村議員。

○7番（吉村建文君） おはようございます。7番吉村です。

9ページの衛生費、保健衛生費の出産・子育て応援ギフト1,200万円、120名分の予算を確保して出されることとございますけれども、これは出産・子育て応援ギフトとなっておりますけれども、これは妊娠が分かったときに役場に通知して、出産したらまたという形で、5万円、5万円という形がイメージとしてあるんですけれども、ここで合わせて出産されたときに10万円分を渡すのか。それで、応援ギフトとなっているのは、現金でお支払いするのか、それとも何かクーポン券みたいなものでお支払いするのか、その内容を教えてください。

○議長（稲田忠則君） 松永健康保険課長。

○健康保険課長（松永 昇君） おはようございます。健康保険課の松永です。7番吉村議員の御質問にお答えしたいと思います。

議案第1号、令和4年度益城町一般会計補正予算書（第7号）中9ページ、4款1項1目保健衛生総務費18節負担金補助及び交付金、出産・子育て応援ギフトなんですけれども、これは国の第2次補正予算で、妊娠期から出産、子育て期までの伴走型相談支援の充実と経済的支援を一体的に実施する事業を支援する出産・子育て応援交付金が創設されております。妊娠届時と出生届時の合計で10万円としまして、令和4年4月以降に出産された全ての方を対象としております。

現金での振込となっております。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） ありがとうございます。

令和4年4月1日から今年の3月31日までだと思うんですけども、妊娠されたときに役場に届出をされるのが例えば3月5日だとして、出産されるのは令和5年の12月ぐらいになると思いますが、またいでされる方に対してどのような対応をされるのか、お聞きいたします。

○議長（稲田忠則君） 松永健康保険課長。

○健康保険課長（松永 昇君） 7番吉村議員の2回目の質問にお答えしたいと思います。

またいで出産届けをされる方についてはということなんですけれども、あくまで令和4年4月以降に出産された方になります。ですから、またぎはございません。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 2回目の回答ありがとうございます。最後になりますけれども。ということは、出産された方が対象になるということであるとするならば、国は、子育て支援で5万円、5万円という形を取っていたと思うんですけども、妊娠したときに5万円給付みたいな形じゃないんですか。出産した人のみとなると、それは町が勝手に国の方針を変えたということになるんですか。お尋ねいたします。

○議長（稲田忠則君） 松永健康保険課長。

○健康保険課長（松永 昇君） 吉村議員の3回目の御質問にお答えいたします。

来年の4月まで遡る分につきましては、4月以降に出産された方に10万円という形になりまして、今後につきましては、妊娠届をされたときに5万円、出生届をされたときに5万円という形になります。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第1号「令和4年度益城町一般会計補正予算（第7号）」を採決します。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）



○議長（稲田忠則君） 起立全員です。したがって、議案第1号「令和4年度益城町一般会計補正予算（第7号）」は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第2号 工事請負契約の変更について

○議長（稲田忠則君） 日程第4、議案第2号「工事請負契約の変更について」を議題とします。提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第2号、工事請負契約の変更について御説明申し上げます。

今回の変更は、令和3年第1回益城町議会定例会において議決をいただきました、議案第40号、益城町新庁舎建設工事建築の請負金額の変更を行うものでございます。今回、契約金額30億5,668万円を31億8,033万2,100円に変更するもので、1億2,365万2,100円の増額となります。

変更の主な理由としましては、急激な物価変動に伴い請負金額が著しく不相当となったことによる工事請負契約約款第25条第6項に基づく請負金額の増額、また、工事内容の変更としまして、くい工事の追加、バイク置場の面積増加、熊本地震により破損した元町長の胸像改修、庁舎窓ガラスの厚みの変更、3階と4階の屋上テラスの手すりの変更などによる増額が主なものでございます。

御審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長（稲田忠則君） 議案第2号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

12番宮崎議員。

○12番（宮崎金次君） おはようございます。12番宮崎です。

議案第2号、工事請負契約の変更について、まず2点質問します。

まず1点目は、今回挙げられている変更分で、本議案成立後、これから工事にかかるというのはどれとどれか教えていただきたいと思えます。

2点目は、この変更部分で、これまで議会に連絡をされている、これについては議会に通知をしてあるというのであれば、それを教えていただきと思えます。

よろしくお願いたします。

○議長（稲田忠則君） 田上新庁舎等建設課長。

○新庁舎等建設課長（田上勝志君） 新庁舎等建設課の田上でございます。12番宮崎議員の御質問にお答えいたします。

まず1点目の御質問が、今回、変更議案を上げております変更理由の中で、これから工事に入るものはあるのかという御質問だったと思えます。それから2点目が、議会のほうに既に報告している内容というものがあのかどうかだったと思えます。

まず一つ目の御質問ですが、これらの工事につきましては、全て現在は工事に取りかかっているものでございます。もう完了しているものもでございます。

それから、これまで議会のほうに報告しているものということでございますが、今回の工事の内容につきましては、今回の項目全て、今回の報告が初めてでございます。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○12番（宮崎金次君） ただいま課長から回答いただきました。

課長が回答されていたとおりで、これから工事をするものはない。もうほとんど手をつけている。つまり、今回予算で変更される分については、もう既に着手をしているという話でございました。我々議会は執行部をチェックする大きな使命と役割がございます。しかし、既に執行部が工事に着手をしている、今さらこれをどういうふうチェックをするのか、これについては非常に悩ましいと思います。

特にこの中で、ちょっと我々も、確かに変更された8項目を見ますと、全て内容的には理解できます。しかし、我々議会人としてはチェックをしなければいけない使命がございます。その点から言うと、例えば6番目の庁舎窓ガラスの厚みの変更、それから7番目の3・4階屋上テラス手すりをフェンスへ変更とか、こういう基本的な設計変更についてはきちんと議会のほうに通知をする内容ではないでしょうか。

要は、議会は執行部がやったものを黙って追認せいという、つまり執行部の附属機動的な対応であれば、今回のような議案が上がってもやむを得ないのかなと思うんですが、やっぱり議会は議会としてきちんと執行部をチェックする立場にありますので、どうしてこういう設計変更に関わるようなものが議会の耳に入らないのか、これについても一度質問をします。よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 田上新庁舎等建設課長。

○新庁舎等建設課長（田上勝志君） 12番宮崎議員の2回目の御質問、設計変更につきましては、事前に報告すべきではないかという御質問に対してお答えいたします。

工事の施行何などで当初に契約を行う場合は、当然、議員御質問のとおり事前に議案を提出することになります。しかし、発注後に工事を進めていく際に変更すべき点があった場合には、発注者と受注者間で協議を行い、その協議に基づく指示により工事内容を変更し工事を進め、最終的にそれに応じた請負代金や工期の変更を行うことになってまいります。これは、土木工事などは工場で電気製品を製作する場合などと異なりまして自然環境の中での工事となるため、多くの変更点が想定されるからでございます。その際に、何回も工事を中断し変更契約を締結しているのは、膨大な事務量となるとともに、何より事業効果の早期発現という観点から適切ではないと考えられます。このような措置を取ることは、町の工事のみならず県や国の工事でも行われていることで、いわば全国的な基準でありまして、益城町の公共工事請負契約約款にも、協議、指示とそれに伴う変更請負契約について、そのような趣旨が明記されているところでございます。

町ではこのことをより明確にするために、益城町における公共土木施設工事等の協議、指示及び変更請負契約の運用ガイドラインを定め、平成31年4月1日から適用しているところで、この

ガイドラインについては、適用時に議会にも御説明させていただいているところでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○12番（宮崎金次君） 課長から、今2回目の答弁をいただきました。契約の変更とかについてどうのこうの言っているわけではありません。あくまでも我々議会に対してきちんと説明するところ報告するところは報告していただきたい、こういうことで質問をしております。

これは課長に言ってもあれかもしれません。課長を指導していただく町長、副町長、土木審議監のほうにお尋ねをしますけれども、今回のこの提案された8項目について、もう少し議会に対してきちんと事前に説明しておく必要があると私は考えますけれども、いかがでしょうか。課長は、課長の答えについては、申し訳ないんですけども、どうしても契約変更、現場サイドの話だけなんですけれども、我々議会に対してどういう配慮が必要か、そういう観点からぜひお答えをいただきたい。それでないと、我々議会として本当に何の審議もできない。出来上がったものに黙って（3字削除）・・・印を押せ、こういうことにつながるんじゃないかと思います。

町長、副町長、土木審議監、どなたでも結構ですから、よろしく願いします。

○議長（稲田忠則君） 持田土木審議監。

○土木審議監（持田 浩君） 12番宮崎議員の御質問に対してお答えさせていただきます。

変更契約とかそういうのではなく、工事の変更の内容について、執行部としては議会のほうに報告なりそういうものを行うべきではないかという御質問だったかと思えます。

根幹に関わるとまではあれですけども、大変重要なお話だなと思って聞いていたんですが、まず、こういった制度が何で全国的に行われているのかというのは、今、田上課長が御説明したとおりで、一番の観点は事業効果の早期発現、あと膨大な事務量を軽減して、そのマンパワーを、ほかのもっと大切なことが町にはありますから、そちらのほうに回していく、そういうようなことになろうかと思うんですね。

その中で当然、議会のほうに、そういった説明とか、そういうものが必要ではないかという議員のお考えもよく分かります。ただ、どこまでやるのか、それから事の重要さ。例えば、今回のこういったガイドラインに基づく協議、指示も、軽微なものは担当の判断とかでやっていい、重要なものは、例えば課長まで、もしくは私、土木審議監まで上げるようにという制度設計をしておりますので、どこまで議会のほうに御説明をするかというのは、全く説明しないということは私どもさらさらそういうふうには考えておりませんが、どこまでやるのかという重い低い判断、そちらのほうは、やはり執行部、担当課長、それから統括する町長もしくはその下の私とかにあるのかなと思っております。今回の宮崎議員のそういった御質問、御提案というのは受け止めさせていただきながら、今後の参考にさせていただきたい、そういうふうを考えているところです。

以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

11番野田議員。

○11番（野田祐士君） おはようございます。11番野田でございます。続きの質問をさせていただきます。同僚議員の質問に対しては、確かに土木審議監が言われたとおりの形で進めていくものだと思っております。

数点でありますけれども、まず1点目に、この軽微という部分については、工事金額が約30億5,000万円、今回の設計変更が1億2,000万円ということで、どこまで軽微になるのかというのが一つの考え方であろうかと思えます。それと、宮崎議員の言われておるのは、工事に対して、1回1回工事を止めて議会にお伺いをしなさいということではないということは御理解いただいて、あくまでも当初設計から変わる部分について、我々は当初設計を受けて予算を認めているところがございますので、大きく当初設計から変更する場合についてはぜひ議会の承認を得なさいという意味ではなく、議会に周知、報告をしていただきたいと。それでないと、今回の工事も既にほとんど終わっている工事でありますので、結果だけ、予算だけ上げますので認めてくださいという分については、先ほど宮崎議員が言われましたとおり審議ができないということになりかねません。できれば当初設計から変更される場合等々については、議会のほうにも御説明をいただければ、上程された場合、こちらも内容について理解できるという思いで言っております。これについては議会と執行部の関係によりますので、町長のほうにもどういう形でいったらいいのかを、できればお尋ねしたいと思えます。

○議長（稲田忠則君） 持田土木審議監。

○土木審議監（持田 浩君） すいません、11番野田議員の御質問に、まず私のほうから少しお答えさせていただきます。

今、野田議員がおっしゃった議決云々ということではなく、前もって内容について議会のほうにというお話がございました。その前に、どこまで軽微なのかという話もあって、確かに、なかなか線を引くのが難しいところがあります。例えば、金額的には一般的に3割を超える増額とか減額とか、そういうことが考えられますし、内容的にすごく難しいんですけれども、根本的に工法が変わるといったものは当初伺いの際の趣旨から少し外れてきますので、個人的な考えですけれども、そういったものについては少し重要なものになるのかなと考えております。

もう一つ、事前に議会のほうに御説明ということだと思うんですが、私もその考えはよく分かりますが、現実問題として実はすごく難しいところがあることもひとつ御理解いただきたいと思えます。それは何かといいますと、例えば、約款上、先ほど協議、指示というのがありましたけど、まず受注者の方が、ここはこういうふうなことで条件が変わるのでという話があって協議がありますね。そうしたら、すぐ検討して、こうしようと思わなくてはいけませんね、我々は。決まった段階でどうするのかという、すぐ受注者のほうはそれで工事を行うという話になりまして、決まる前に議会のほうに御説明をするのか、決まった後、議会のほうに御説明をするのか、ここがすごく難しい話で、決まる前にということになれば、例えば議員の方に集まっていただく日程調整というのがありますし、常任委員会のほうにということになっても日程調整というのがありますし、どこまでをもって議会への説明というのも非常に難しいです。そういうことがあります

まして、なかなか現実的にそういうことがあることも、ある側面から御理解いただければと少し思うところがございます。

ただ、野田議員がおっしゃる、そういった重要なもの、大事なものについては、当然、執行部と議会は町政の両輪ですので、それを全く報告しなくていいとか説明しなくていいということではないと私も認識しておりますので、そういったことで御理解いただければというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 11番野田議員の2回目の質問ということで、先ほど、議会と執行部は両輪ということで、皆さん方も御承知のとおり、益城町の執行部としましては、皆さん方に恐らく県内で一番説明をしていると思います。工事内容あたりについても、するべきところはする。ただ、やはりそこはスピード感とか、そこらあたりを見ます。過去に大規模盛土とか、たくさん工事の変更を上げています。ただ、これを一つ一つとなると、なかなかそこまでは……。そして、そこには私たちの執行権もあるかなど。やっぱり、そこあたりは信頼関係をもって私たちもしっかりやるということで、執行部のほうも議会のほうから信頼していただきたいなということがありますので、そこあたりも踏まえながらやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○11番（野田祐士君） 2回目の質問をさせていただきます。

まず、持田審議監が言われた部分については、日程調整は議会の我々の仕事ですので、あんまり考えていただかなくて結構です。審議をやってくれと言われるのであれば、いつでも出てまいる所存でございます。

町長が県内で一番説明をしているということですので、町長の御認識がそうであるならばそうかもしれませんけれども、私どもが言っているのは、きちんとした仕事、議会としての職責を果たす上で、何もなければ果たせませんので、ぜひ説明等をお願いしたいということです。特に当初設計から変わる分については、先ほど申したとおりでございます。

この2回目の質問で、この議案は議案として出されていますので、今後、当初設計から大きく変わるとか、これは伝えておかなければいけない、説明が必要であるということはどうされるのかについて、町長のほうからお答えをしていただければ結構です。今回の分はもう済んでいる部分なので、今さら反対をしてとか、そういうことではございませんし、中身についての審議を我々はするべきであると思っておりますので、今後どのような形でいったらいい、どういう考えでいったらいいということを町長のほうにお答えいただければ結構です。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 11番野田議員の2回目の質問にお答えします。

さきに田上課長の答弁でもありましたように、国とかこちらのほうでも、いわば全国的に行わ

れているガイドラインにのっとってやりますので、こちらのガイドラインに基づいてやっていきます。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○11番（野田祐士君） ありがとうございますとも言えないところなんですけれども。ガイドラインとか、そういうことを言っているのではなくて、ガイドラインに沿って、約款に沿って、特記仕様書等に沿って工事を行うというのは当然の話で、質問の趣旨を全く理解されていないのかなと思っております。そういうことを言っているのではなくて、じゃあ、町長にお尋ねしますけれども、約款に工事が終わってから全て議会に対して説明をしないと書いてありますか。まず書いてあるか書いてないかをお答えください。

それと、最後の質問になりますので、そういうことを言っているわけじゃなくて、議会との関係性について、工事が終わってから要するに増減がありました、議会に上程する必要がある、議案に対して増減がありました、それは工事が終わってから説明すればいいですよという考えなのか、その前に必要であれば、きちんと報告もしくは内容の説明をしますよということなのかを、最後の質問とさせていただきたいと思います。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 11番野田議員の3回目の質問にお答えします。

そちらの件についても、あくまでガイドラインにのっとってやっていきます。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

12番宮崎議員。

○12番（宮崎金次君） 12番宮崎です。

私は、議案第2号について、反対の立場から討論をさせていただきます。

今、質問の中でいろんな話が出ました。私たちが一番心配するのは、執行部がいろいろ事業を計画する中で、これとこれは最小限、議会に通知なり連絡をしておくべきだということがあると思うんです。今回は、設計変更の分野についてはきちんと議会に、これはガラスの厚みが5ミリでは足りないので6ミリにしますよという通知は絶対私は必要だろうと思うんです。それが、全ての工事が終わった後にこういうふうにしましたというだけでは、我々議会人として、それを素直に「はい、そうですか」というような形になるのであれば、これは独立した議会ではなく執行部の附属機関としてだけの議会になってしまう。ですから今回の質問、答弁の中で、こういうのは今後注意していきますよという言葉が出てくるのであれば、私は何ら反対するあれはありませ

んけれども、全くそういう言葉が出ないのであれば、これはやっぱり執行部の人には十分配慮していただかなければいけませんので、今回は本議案について反対いたします。

以上です。

○議長（稲田忠則君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

9番榮議員。

○9番（榮 正敏君） 9番榮です。ただいまの議案に対しまして、建築現場を自分でやっている立場としましては、JVと一緒にやっておりますけど、軽微な変更につきましては当然、同僚議員たちも分かっておられると思いますけど、ガラスの厚みとかフェンスの高さ、これは県のぴしゃとした町長が言っているガイドラインに応じて設計されております。しかし、現在の台風とか地球温暖化に対する状況に関しまして、多分、設計コンサルは、ちょっと上げとったほうがいいんじゃないか、そう判断されて、執行部と建築屋さんとの設計の段階での打合せで変更されたんだと思います。あくまでもこれは命に関わる変更であります。こういうことを議会に逐一報告をして、それでよろしいでしょうかとお伺い立てておったのでは、工事現場が一つの案件に対して1か月遅れてしまう。資材発注がからんできます。到底、工期に間に合わない。工期の問題もありますが予算も絡んできますので、現場現場で用意した設計変更、こういうことは事後報告も仕方ないと私は思っていますので、賛成といたします。

以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに討論はありませんか。

11番野田議員。

○11番（野田祐士君） 11番野田でございます。議案第2号について、反対の立場から発言をさせていただきます。

とても残念なことです。今回の審議の結果を見て、賛成なり反対なりを決めようと考えておりました。議案自体については賛成したいと思っておりましたから。（55字削除）  
.....  
.....また、議会にお伺いをして工期が遅れるということを議会が求めているものでもありません。大きな設計変更に関するものについては、特に当初設計から変える分については、きちんと議会に説明をお願いしたいという思いでありましたが、それについて議会の説明が不要であるとするならば、これは反対ということをお知らせをいただけないと考えております。どうか皆様の賛同をよろしくお願いをいたします。

○議長（稲田忠則君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

17番坂田議員。

○17番（坂田みはる君） 工事請負の件につきまして、私は賛成の意見を述べさせていただきます。

先ほど執行部から御説明もいただきました。工事に関しましては逐一説明を受けているものと確認をいたしておりました。今回、お二人の同僚議員から反対ということが質疑も併せてありま

したけれども、その中で、執行部と議会が両輪であるという立場に立って私たちは物事を見ておりましたけれども、ここでは議員が置き去りにされているような御発言もありましたが、（118字削除）  
.....  
.....  
.....。

執行部も精いっぱいのことをやっておられますし、内容として先ほど同僚議員から賛成の意見がございました。その中で工期が遅れてしまうことは町民にとっての不利益にも値します。ですから、私は今回も、今、執行部がなされております状況におきましては、きちんと説明を受けた上で了承していると思っております議員の一人でございますので、今回は同僚議員の皆様が全て同じ意見ではなかったとして、御発言の中では、我々議員ではなく、これからは個人名として御発言をいただければありがたいと思います。といった意味も含めまして、私は賛成を述べさせていただきます。どうぞ議員の皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

（「休憩動議」と呼ぶ者あり）

○議長（稲田忠則君） ただいま休憩動議が出ました。

それでは、動議に賛成の方は起立でお願いいたします。

（賛成者起立）

（「休憩動議だけん、2名以上でしょうが」と呼ぶ者あり）

○議長（稲田忠則君） ここで休憩いたします。

（自席より発言する者あり）

○議長（稲田忠則君） 休憩いたします。

（「それははっきりしとかないかんよ」と呼ぶ者あり）

○議長（稲田忠則君） 休憩いたします。議長が休憩動議ということで一応承認しましたのですね。

---

休憩 午前10時47分

再開 午前11時21分

---

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの質疑討論の中で不適切な発言がございました。宮崎議員の・・・印という発言につきましては、議長として取り消させていただきます。

それと野田議員が言われました、町長が議会に説明が必要ないということにつきましては、町長はその旨は言うておりません。ガイドラインに沿ってやっていくと言っておられますので、これについても削除したいと思います。

それと、先ほど坂田議員が賛成討論をされた中で、賛成討論と関係のない発言をされましたので、これにつきましても議長として削除をさせていただきたいと思います。よろしくお願



します。

それと、先ほどから2号につきましていろいろな討論もありました中で、議会の議長として、町としてはガイドラインに沿ってやっていくということで、今までもいろんな分野で説明されておられたと思いますけれども、今回のそういう質問の内容を加味しながら、できるところはやはり説明をしていただきたいというふうに議長のほうからも執行部に対してお願いしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、ほかに討論はありませんか。

(なし)

○議長(稲田忠則君) これで討論を終わります。

これから、議案第2号「工事請負契約の変更について」を採決します。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立多数です。したがって、議案第2号「工事請負契約の変更について」は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 議案第3号 工事請負契約の変更について

○議長(稲田忠則君) 日程第5、議案第3号「工事請負契約の変更について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長(西村博則君) 議案第3号、工事請負契約の変更について御説明申し上げます。

今回の変更は、令和3年第1回益城町議会定例会において議決をいただきました、議案第41号、益城町新庁舎建設工事電気設備の請負金額の変更を行うものでございます。今回、契約金額6億1,985万円を6億2,880万6,200円に変更するもので、895万6,200円の増額となります。

変更の主な理由としましては、急激な物価変動に伴い請負金額が著しく不相当となったことによる工事請負契約約款第25条第6項に基づく請負金額の増額、また、工事内容の変更としまして、ネットワーク設備及び防災無線設備の電気容量の増大、相談室の防犯カメラの追加、庁舎東側の「復興の灯」の仕様変更などによる増額でございます。

御審議のほど、よろしくお願い致します。

○議長(稲田忠則君) 議案第3号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なし)

○議長(稲田忠則君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

(なし)

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これから、議案第3号「工事請負契約の変更について」を採決します。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。したがって、議案第3号「工事請負契約の変更について」は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6 議案第4号 工事請負契約の変更について

○議長（稲田忠則君） 日程第6、議案第4号「工事請負契約の変更について」を議題とします。提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第4号、工事請負契約の変更について御説明を申し上げます。

今回の変更は、令和3年第1回益城町議会定例会において議決をいただきました、議案第42号、益城町新庁舎建設工事機械設備の請負金額の変更を行うものでございます。今回、契約金額4億8,818万円を4億9,006万8,700円に変更するもので、188万8,700円の増額となります。

変更の主な理由としましては、急激な物価変動に伴い請負金額が著しく不相当となったことによる工事請負契約約款第25条第6項に基づく請負金額の増額、また、工事内容の変更としまして、井戸水の屋外散水への利用拡大による増額、東側前面道路木山宮園線の工事範囲の縮小、車椅子利用者用のオストメイトトイレの仕様変更による減額でございます。

御審議のほど、よろしく願います。

○議長（稲田忠則君） 議案第4号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なし)

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

(なし)

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これから、議案第4号「工事請負契約の変更について」を採決します。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。したがって、議案第4号「工事請負契約の変更について」は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本臨時会に提案されました案件は議了されました。御協力いただき誠にありがとうございました。

これで、令和5年第1回益城町議会臨時会を閉会いたします。

---

閉会 午前11時27分